

# 国民健康保険 等のお知らせ

**国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料及び国民年金保険料は「所得控除」の対象です**

1月～12月に納付した保険料は、社会保険料控除として全額が所得控除の対象となります。生計を共にする配偶者や親族の保険料を負担した場合も、合算し

て控除出来ず(特別徴収分を除く)。確定申告や住民税の申告をする際には、「社会保険料控除」欄に忘れずに記入して下さい。  
●保険料は、納付方法により取り扱いが異なります  
▽口座振替や納付書等で保険料を納付した場合：納付した方(生計を共にする方)の社会保険料控除の対象となります  
▽公的年金等からの特別徴収で保険料を支払った場合：年金受給者の保険料控除の対象となり、それ以外の方が社会保険料控除とすることは出来ません  
●保険料の納付額の確認方法  
▽納付書をご利用の方：領収証書  
▽口座振替の方：12月下旬に送付する口座振替済みのお知らせ  
▽特別徴収の方：日本年金機構から送付される源泉徴収票  
\*国民年金保険料は、日本年金機構から送付される社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の添付が必要です  
\*ご家族の方が国民年金保険料を納付した場合は、納付した方が社会保険料控除として申告することが出来ます

問合せ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料：国保年金課 内線2386  
介護保険料：介護保険課 内線2441  
国民年金保険料：荒川年金事務所 内線3800・9151  
ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル(27年3月16日まで) 0570(058)555  
IP電話・PHS向け電話番号 03(6700)1144  
\*土・日曜日、祝日等、12月29日

## 平成26年度荒川区議会 定例会・9月会議が 終わりました

平成26年度荒川区議会定例会・9月会議は、9月11日～10月15日の35日間の会期で開かれました。この定例会では、条例の制定・改正や平成25年度決算の認定等の議案41件(議員提出議案4件を含む)が可決されました。可決した議案は次のとおりです。

- 条例の制定(4件)  
▽荒川区保育の必要性の認定基準等に関する条例  
▽荒川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例  
▽荒川区児童クラブの設備及び運

営の基準に関する条例  
▽荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例  
●条例の改正(7件)  
▽荒川区個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例  
▽荒川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例  
▽荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
▽荒川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
●その他(19件)  
▽荒川区立町屋文化センターの指定管理者の指定について

平成26年度荒川区一般会計補正予算(第1回)  
平成26年度荒川区国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)  
平成26年度荒川区介護保険事業特別会計補正予算(第1回)  
●決算の認定(4件)  
▽平成25年度荒川区一般会計歳入歳出決算  
▽平成25年度荒川区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
▽平成25年度荒川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
▽平成25年度荒川区介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
●その他(19件)  
▽荒川区立町屋文化センターの指定管理者の指定について

平成26年度荒川区国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)  
平成26年度荒川区介護保険事業特別会計補正予算(第1回)  
●決算の認定(4件)  
▽平成25年度荒川区一般会計歳入歳出決算  
▽平成25年度荒川区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
▽平成25年度荒川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
▽平成25年度荒川区介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
●その他(19件)  
▽荒川区立町屋文化センターの指定管理者の指定について

▽荒川区立生涯学習センターの指定管理者の指定について  
▽荒川区立清里高原少年自然の家  
の指定管理者の指定について  
▽荒川区立清里高原ロジの指定  
管理者の指定について  
▽荒川区民会館の指定管理者の指  
定について  
▽日暮里サニーホールの指定管理  
者の指定について  
▽荒川区ムーブ町屋の指定管理者  
の指定について  
▽南千住ふれあい館の指定管理者  
の指定について  
▽荒川山吹ふれあい館の指定管理  
者の指定について  
▽町屋ふれあい館の指定管理者の  
指定について  
▽尾久ふれあい館の指定管理者の  
指定について  
▽荒川区管住宅の指定管理者の指  
定について  
▽南千住駅東口自転車等駐車場の  
指定管理者の指定について

▽センターまちや自転車駐車場の  
指定管理者の指定について  
▽荒川区民住宅の指定管理者の指  
定について(議案第56号)  
▽荒川区民住宅の指定管理者の指  
定について(議案第57号)  
▽人権擁護委員候補者の推薦につ  
き意見を求めることについて  
(2件)  
▽(仮称)荒川二丁目複合施設建  
築工事請負契約  
●意見書提出(4件)  
▽地方税財源の拡充に関する意見  
書提出について  
▽「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の  
根絶に向けた総合的な対策の強  
化を求める意見書提出について  
▽奨学金制度の充実を求める意見  
書提出について  
▽産後ケア体制の支援強化を求め  
る意見書提出について  
問合せ 議会事務局 内線3614

### 新たに3校で「にこにこ すくーる」を開設します

区では、児童の安全・安心な放課後の居場所を提供する放課後子供教室(にこにこすくーる)の28年度までの全校開設を進めており、27年度は、新たに第二瑞光小学校、第四峡田小学校及び第七峡田小学校で開設します。  
\*詳細は、あらかわ子育て応援サイト(<http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate/>)をご覧ください  
問合せ 児童青少年課 内線3831・3832

### 後期高齢者医療制度医 療費通知書を送付

自身の健康と医療に対する認識を深める診療等報酬の請求内容を確認して頂くため、11月中旬に東京都後期高齢者医療広域連合が医療費等通知書を送付します。  
対象 25年7月～26年6月に診療(調剤報酬、訪問看護療養費、療養費、治療用器具、柔道整復、あん摩・マッサージ、はり、きゅう等にかかる医療費を受給した方  
記載事項 診療年月、診療区分、医療機関等名称、医療費等の総額(10割分)等  
問合せ 国保年金課 内線2391  
東京都後期高齢者医療広域連合 保険課 03(3222)4482

《11月》CATV マイチャンネルあらかわ 番組案内	
地デジ11ch アナログ5ch *番組内容は変更になる場合があります	
放送時間	◆こんには荒川区 9:00、12:00、18:00、21:00から各57分 ◆あらかわ情報スクエア 16:00、19:00から各57分
内容	▷ウイークリーニュース ▷ミニコーナー ▷荒川ばんざい体操 ▷告知コーナー ▷休日診療当番医 ▷区からのお知らせ 特…特集 特…特集
1・2日	特 秋の商店街イベント 65歳からの健康づくり講座 行 税の力でみんなを元気に [後編]
3・9日	特 自然まるかじり体験塾(手話付き放送) 荒川区健康週間特別講演会 行 ペットを守るための災害対策(手話付き放送) 「楽しく学ぼう! がん予防 わたしと、わたしの大切な人のために」[1]
10・16日	特 俳句特集 荒川区健康週間特別講演会 行 11月11日は介護の日 「楽しく学ぼう! がん予防 わたしと、わたしの大切な人のために」[2]
17・23日	特 荒川もんじゃ道第11弾 荒川区健康週間特別講演会 行 感染性胃腸炎・インフルエンザ予防接種のお知らせ 「楽しく学ぼう! がん予防 わたしと、わたしの大切な人のために」[3]
24・30日	特 第29回あらかわ福祉まつり ひざ痛予防講演会 [前編] 行 日暮里専門ハローワーク施設紹介
◆その他の番組 「あらまるNEXT」…区内情報番組 放送時間:毎日6:00、8:30、13:30から 「あらぶんちよ!」…荒川区・文京区・千代田区内の地域情報番組 放送時間:毎日11:10、14:10、17:10から	
◆ケーブルテレビの申し込み、お問い合わせは…東京ケーブルネットワーク荒川サービスステーション ☎(3814)2600・荒川ケーブルテレビ ☎(3894)3888	

## 軽自動車税の税率を改正します

●原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等の税率(表1)  
27年4月1日から、登録されている全車両の税率が上がります。  
●四輪以上及び三輪の軽自動車の税率(表2)  
27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両から税率が上がります(27年3月31日までに受けた場合、税率は変わりません)。  
●経年車に係る重課税率(表3)  
新規登録から13年経過した環境負荷の大きい軽自動車に対し、28年度分から標準税率の概ね20%の重課税を行います。  
\*電気自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電気併用軽自動車は、対象から除外  
問合せ 税務課 内線2312

車種	排気量	現税率	新税率
原動機付自転車	50cc以下	1000円	2000円
	50cc超～90cc以下	1200円	2000円
	90cc超～125cc以下	1600円	2400円
ミニカー		2500円	3700円
二輪の軽自動車	125cc超～250cc以下	2400円	3600円
二輪の小型自動車	250cc超	4000円	6000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1600円	2400円
	その他	4700円	5900円

  

車種	用途	現税率	新税率
四輪以上	乗用	7200円	1万8000円
	営業用	5500円	6900円
三輪	乗用	4000円	5000円
	営業用	3000円	3800円
	—	3100円	3900円

  

車種区分	重課税率	
四輪以上	乗用	1万2900円
	営業用	8200円
三輪	乗用	6000円
	営業用	4500円
	—	4600円